平成２３年（フ）第４７号
福島県いわき市小名浜大原字西橋本48番地の21
債務者　中村　恵美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５２号
福島県いわき市渡辺町田部字薄作17番地の１、前住所福島県郡山市横塚６丁目15番29号三浦ハイツ203号
債務者　内田　　学
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５３号
福島県いわき市渡辺町田部字薄作17番地の１、前住所福島県郡山市横塚６丁目15番29号三浦ハイツ203号
債務者　内田　美里
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７３号
福島県いわき市平字五色町62番地
債務者　白石トキ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５４号
茨城県稲敷郡阿見町大字青宿682番地３
債務者　木滝　貴之
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６８号
茨城県つくば市西郷25番地１　東成ハイツ106号
債務者　太田　完一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
北海道稚内市緑５丁目35番４号
債務者　北崎　明美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根日當７番地
債務者　菊地　佳世
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢区姉体町字上野48番地、旧住所岩手県北上市相去町成沢２番地１
債務者　高橋　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第５４号
福島県いわき市小名浜大原字六反田７番地の１
債務者　伊藤由香利
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第５５号
福島県いわき市平下神谷字南一里塚11番地の４
債務者　大谷　将一
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５５号
埼玉県行田市藤原町２丁目19番地３
債務者　毎田　敦子（旧姓野地）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３９号
新潟市西蒲区五之上1795番地
債務者　大谷　幸博
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４１号
新潟市南区白根四ツ興野９番16号　田中荘Ｂ号室
債務者　河合　知子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
新潟市西区山田150番地１　大倉ビル415号
債務者　谷藤　正男
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６２号
新潟市中央区川端町３丁目15番地１　コープ野村川端町Ａ棟607号
債務者　堀　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
新潟市東区大形本町２丁目２番22号　サンハイツⅢ101号、申立時の住所新潟市東区海老ケ瀬2201番地
債務者　馬場　淳子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
新潟地方裁判所民事部